

令和5年度

相模原市立

東林中学校いじめ防止基本方針

歌声響くきれいな学校

私たちの宣言



- 時間を守り、けじめをつけます
 - 学校の物・施設を大切にします
 - 相手を尊重し、思いやりのある言動をします
- 私たちはこれを実践し、学校をより良く変えていきます。

平成26年6月4日 生徒会改訂

豊かな心を育む教育を目指して

- 歌声響くきれいな学校の取り組み… 27年目（平成9年度より）
- 私たちの宣言の取り組み … 17年目（平成19年度より）

相模原市立東林中学校
令和5年4月1日策定

相模原市立東林中学校いじめ防止基本方針 令和5年4月1日策定

【本校のめざす生徒像】

- (1) 他を思いやり協同する生徒
- (2) 確かな判断で行動する生徒
- (3) 個性と学びを大切にする生徒
- (4) 目標に向かって挑戦する生徒
- (5) 健康な心身と気力あふれる生徒

【いじめ防止へのめざす子どもの姿】

- 他を思いやり、一人ひとりを大切にできる
- みんなが安全に安心して生活できる学校にする
- 自分達の力で、東林中をよりよくしようとする

【家庭・地域との連携】

- ・保護者との連携
- ・地域との連携
(自治会・健全育成協)
- ・青少年相談員との連携

【校内組織】 * 構成員と役割

【東林中学校いじめ防止対策委員会】

学校運営委員会(週1回)が担当する

… 定例情報交換及び防止計画・対処法の検討

○ 下部組織

- ・支援教育コーディネーター … 防止対策の起案
- ・支援教育委員会(SC含む) … ケース会議・情報交換
- ・生徒指導部 … 早期発見・早期対応
- ・特別活動部 … 防止教育の推進
- ・生徒指導部 … 防止教育の実践
- ・学習指導部 … 学び合う環境づくり

【相談・通報窓口】 … 副校長

【関係機関との連携】

- ・学校教育課との連携
- ・青少年相談センターとの連携
- ・警察との連携
- ・その他諸機関との連携
- ・小学校との連携

【いじめの未然防止】

- (1) 学び合い、認め合える学習環境と集団形成に努める。(教科・領域、言語活動の充実)
- (2) 自己有用感や居場所づくりを育む教育の機会の設定と育成。(教科・領域、集団・個の把握、異学年交流等)
- (3) 生徒の自治的活動を大切にし、認め合い高め合う集団づくりに努める。(特別活動、言語活動の充実)
- (4) 他を思いやる心の育成に努める。(道徳を要とする教科・領域)
- (5) いじめ防止啓発に関する授業や活動を行う。(道徳・教科・領域)
- (6) 常に、いじめ防止や人間関係づくりに留意した教育実践を心がけ、研修・研鑽に努める。

【いじめの早期発見】

- (1) 日頃の生徒理解・観察に心がける。(声かけ、相談、日記・生活ノート等)
- (2) 定期教育相談(5・10・1月)や、心のアンケート(5・9・10・1月)等による全校生徒の実態把握をする。
- (3) 職員どうしの情報交換を密にし、報告・相談・連絡を大切にする。
- (4) 保護者や生徒からの相談を受けやすい環境をつくる。

【いじめへの対処】

- (1) 発覚事案に対し、速やかに事実確認を行い、関係生徒を指導する。
- (2) 被害生徒を守る観点から、本人及び保護者と相談し、早期の安全な生活回復に努める。
- (3) 職員間の情報共有のもと、再発防止に向けての組織的な対応及びタイムリーな指導の企画を立案する。
- (4) 生徒の意識の高揚を目指し、再発防止に向けた意図的・計画的な指導・活動を展開する。
- (5) ネット関連や犯罪行為等の重大事案は積極的に関係諸機関と連携を密にして対応する。

1 委員会の設置理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条に基づき、相模原市立東林中学校に「東林中学校いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会の目的

いじめは、全ての生徒に関係する問題であるという認識に基づいて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。

委員長	校長	事案発生時の対応 補助委員	支援教育コーディネーター （今年度は養護教諭が兼任） 青少年教育カウンセラー 関係担任 関係学年生徒指導担当 その他
副委員長	副校長		
委員	教務主任		
	生徒指導主任		
	1 学年主任（学習指導部長）		
	2 学年主任（特別活動部長）		
	3 学年主任（管理部長）		
	木もれび級主任		

4 委員会の運営

- （1）委員会は校長が招集し、原則、毎週1回、開催する。事案発生時等は、速やかに関係補助委員を加えた緊急いじめ防止対策委員会を開催する。
- （2）いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- （3）いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- （4）状況により、家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- （5）重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- （6）この「相模原市立東林中学校いじめ防止対策委員会設置要項」（以下「要項」という）に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

※委員会下部組織の主な取り組み内容は、別紙及び教育計画書に示す。

- （1）いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組み
 - ① 一人ひとりを大切にし、生徒が安全に安心して生活できる学校づくりに取り組む。
 - ② 教科・領域を横断した教育課程全体でのいじめ防止等の取組みを推進する。
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・ 生徒対象の「いじめに関するアンケート」の実施・分析を学期に1回以上実施する。
 - ④ 相談体制の確立、教育相談の実施（学期に1回）
 - ・ 日頃から生徒と教師の関係づくりに努める（声かけやチャンス相談等）
 - ・ 青少年教育カウンセラー等の相談窓口を周知する。
 - ⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・ 生徒や保護者向けに「インターネット等の正しい使い方」や注意点等を周知し、また研修会（講話・資料提供等）等を実施する。

- (2) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った生徒に対する指導
- (5) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

【主な具体的取組み事項】

※年間活動計画等、取組みの詳細は、別途、教育計画書等に定める。

【通常】未然防止・実態把握の取組み	【緊急】重大事態への対処時の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○各所掌の年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラム等の作成と実施 ○いじめ問題の取組みを保護者・地域へ発信(啓発・協力要請) ○外部相談機関との連携 ○早期発見：教育相談やアンケートの実施・分析 ○日常及び定期的職員間の情報交換・共有 ○職員研修の企画・運営(事例研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や関係諸機関の指導及び支援を得ながら、調査等速やかに行う。 ◎緊急いじめ防止対策委員会の開催 (関係補助委員を加えた対応、警察等関係機関・教育委員会との連携) ◎事例に係る対応方針の決定と具体的取組みの提示と周知 (委員会の方針の下、組織的に対応する) ◎専門的知識を有する者との連携 (メンタルヘルス・ケア等への配慮を含む) ◎家庭との連携 ◎サポートチームの設置等対応策の検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラム等の実施、生命尊重の教育の実施。

6 その他

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

以上

【東林中学校いじめ防止対策委員会下部組織の取組み内容】

1. 支援教育コーディネーター … 防止対策の起案と管理

- (1) いじめ防止基本方針を職員に周知し、各所掌に年間指導計画を立案させ、いじめの未然防止・早期発見等の活動の推進と把握に努める。
- (2) 個を大切に、個を支援するコーディネーターとしての専門的立場から、より効果的な方策(いじめ防止プログラムや人間関係づくりプログラム等)を企画・立案し、関係職員に適切な助言をする。
- (3) 生担との連携を密にし、必要に応じて関係諸機関との連携のパイプ役として行動する。
- (4) 必要に応じて、いじめ防止や人間関係づくり等に関する研修を企画する。

2. 支援教育委員会 … ケース会議・情報交換

- (1) 基本方針の具現化に向け、定例の支援教育委員会にいじめの実態の有無の確認の場を設定する。また、未然防止に向けた取組み計画を、必要に応じて協議し、関係所掌の長や係職員に提案・助言をする。

- (2) 基本方針の具現化に向け、豊かな心の育成グループや青少年教育カウンセラーとの連携を密にする。
- (3) 必要に応じて、臨時のケース会議の場を設定する。
3. **生徒指導部** … 早期発見・早期対応
- (1) 各学年の生徒の様子（いじめの実態含む）や生徒指導上の課題を把握し、その対応策を考える。
- (2) 事案発生時は、速やかに生担任に報告し、生担任は管理職と相談して招集補助委員を選任し、「緊急いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。なお、連絡窓口は副校長とする。
- (3) 発生した事案や未然防止に向けた具体的対応策を協議し、支援教育コーディネーターとの連携を始め、関係所掌の長や係職員に依頼・提案・助言等をする。
- (4) 関係の係の重点的取り組み事項
- ①性教育・支援教育… 他者理解と支援を基盤とした教育を推進する。
 - ②教育相談…
 - ・各学期に教育相談期間を設定する。
 - ・心のアンケート等を作成し、いじめの未然防止と早期発見につなげる。
 - ・無記名による調査も行い、いじめの未然防止と早期発見につなげる。
4. **特別活動部** … 防止教育の実践・推進
- (1) 基本方針の具現化に向けた活動内容を各係の年間指導計画に組み込む。
- (2) よりよい人間関係を築き、よりよい学校生活づくりに参画する態度を育む。
- (3) 定例のグループ会議で、基本方針の具現化に向けた取り組みを協議する。
- (4) 関係の係の重点的取り組み事項
- ①学級活動 …
 - ・自己有用感や居場所づくりを育む学級経営に努める。
 - ・生徒の自治的活動を大切にし、認め合い高め合う集団づくりに努める。
 - ・一人ひとりを大切にし、他を思いやる心の育成に努める。
 - ②生徒会活動 …
 - ・みんなが安全に安心して生活できる学校づくりに参画する態度を育む。
 - ・いじめの未然防止に向けた啓発的活動や協議を行う。
 - ・学級、学年、拡大等、各プログラム委員会を機能させ、望ましい集団形成を育む。
 - ③部活動 …
 - ・部活動の特性や異年齢交流を生かし、自己有用感と望ましい人間関係を育む。
 - ④環境美化 …
 - ・「きれいな学校」を目標にして、みんなが安全に安心して生活できる学校となるよう、その活動の推進と理解を育む。
5. **学習指導部** … 学び合う環境づくり
- (1) 基本方針の具現化に向けた内容を各係の年間指導計画に組み込む。
- (2) 定例のグループ会議で、基本方針の具現化に向けた取り組みを協議する。
- (3) 基本方針の具現化に向けた活動内容を各係の年間指導計画に組み込む。
- (4) 定例のグループ会議で、基本方針の具現化に向けた取り組みを協議する。
- (5) 関係の係の重点的取り組み事項
- ①教科教育 …
 - ・人の話を聴くことができ、互いに学び合い、認め合える学習環境づくりに努める。
 - ・学習のめあてを明確にし、主体的に授業に参加しようとする態度を育成する。
 - ②キャリア教育 …
 - ・職場体験や進路学習を通して、社会の仕組みや働くことの意義を理解し将来への目標と生きる力を育む。
 - ③情報教育 …
 - ・いじめの未然防止の観点から、ネット関連の情報モラルと安全教育を推進する。
 - ・関係教科で取り扱える教材や生徒指導に有効な資料・情報を提供する。
 - ④図書教育、国際理解教育 …
 - ・他者理解と心を育む教育を推進する。
 - ⑤道徳教育 …
 - ・いじめ防止に向けた題材やねらいを年間計画に設定する。
 - ・他を思いやる心の育成を基盤とし、学び合い、認め合える学習環境づくりを推進する。
 - ⑥人権福祉教育 …
 - ・他者理解と支援を基盤とした教育を推進する。

6. 学校評価からみる、いじめ未然防止に関わる生徒の様子関連項目

(1) 関連する生徒アンケート項目

友達関係、安心して生活できる、先生たちは相談にのってくれる

(2) 関連する保護者アンケート項目

友人関係、安心して生活できる、先生たちは生徒の相談にのっている

【参考資料】

いじめ防止対策法に基づく各機関の役割(公立学校の場合)						
法根拠	項目	国	地方公共団体		学校設置者 (教育委員会)	学校
			県	市		
	1 いじめ防止対策の策定等					
第5・6条	いじめ防止対策の総合的な策定及び実施	責務	責務	責務		
第7条	いじめ防止に必要な措置の実施				責務	
第8条	いじめ防止、早期発見、適切・迅速な対応					責務
	2 財政上の措置					
第10条	いじめ防止対策に必要な財政上の措置その他必要な措置	努める	努める	努める		
	3 いじめ防止基本方針の制定					
第11～13条	いじめ防止の基本的な方向					
	いじめ防止対策の内容	責務	努める	努める		責務
	その他いじめ防止の対策					
	4 いじめ問題対策連絡協議会					
第14条	いじめ防止に関する機関及び団体の連携を図るための条例に定めるところによる、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他による協議会の設置		できる	できる		
	5 インターネットを通じたいじめへの対策					
第19条	インターネットを通じたいじめの防止への啓発活動				責務	責務
	インターネットを通じたいじめを監視する団体等への支援	努める	努める	努める		
	インターネットを通じたいじめに対処する体制整備					
	6 いじめ防止対策のための組織					
第22条	学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者によるいじめ防止対策の組織					責務
	7 重大事態への対処					
第28条	いじめによる児童生徒の生命、身体等への重大な被害が生じた疑いがある場合等の調査				責務	責務
第30条	重大事案が発生した旨の地方公共団体の長への報告				責務	責務
	付属機関による調査		できる	できる		
	8 学校評価					
第34条	いじめの早期発見、再発防止への取組みについての適正な評価					